

特定非営利活動法人 日本唐手道連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人日本唐手道連盟と称し、名称の「唐手道」は「タンソウタオ」と読む。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡綾南町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、不特定多数のものを対象に、武道唐手道の研究によって健全な精神の涵養と体位の向上を行い、唐手道の学問的研究から見識を深め、更に社会貢献に役立つ人格と教養の育成のため、唐手道の普及・発展を図ることを目的とするとともに、その目的に資するための社会貢献活動及び事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①唐手道活動を通しての青少年の健全育成活動
- ②唐手道に関する指導者の養成研修
- ③唐手道活動による地域の活性化に関する事業
- ④唐手道に関する調査、研究、啓発、広報、宣伝活動
- ⑤唐手道に関する大会等の開催
- ⑥スポーツ及び武道に関する関係諸団体との連絡・調整・協力
- ⑦前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 当法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 準会員 理事会が別に規則において定めた会員

2 会員は当法人の事業活動に参画する権利を有するとともに、この定款及び理事会の決議に従う義務を負う。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、本法人の活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 当法人の入会金及び会費の額は、理事会の議決を経て、別に規則において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けを提出したとき

(2) 本人が死亡し、失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 品位なき言動、秩序を乱す行為により当法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき

(2) 定款に反する行為があったとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長とする。
- 3 会長は、理事会の議決を経て、理事のうち専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定に係わらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を代行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反でその他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員の報酬については、理事会で定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

(職 員)

第20条 当法人の事務を処理するため、事務局を設け事務局長その他必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は会長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任及び職務
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条項第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条項第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。ただし、理事会が必要と認め招集の請求をしたときは、この期間を短縮し、かつ書面通知以外によることもできる。

(議 長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ありたるときは、副会長がこれにあたり、副会長に事故ありたるときは、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではな。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びのそ会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 議事録は、事務局長が作成し、当法人本部事務局に保存する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、かつ会長が必要と認めたときは、この期間を短縮し、かつ書面通知以外によることもできるものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ありたるときは、副会長がこれにあたり、副会長に事故ありたるときは、その理事会において出席した理事の中から互選により選出する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者指名(書面表決者にあつては、その旨を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 議事録は、事務局長が作成し、当法人本部事務局に保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 当法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 当法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経たうえで、総会に報告しその承認を得ることを要する。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の審査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の通常総会の承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を経なければならない。

(解散)

第52条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 当法人が解散するときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 当法人が合併しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 本定款は、当法人の設立の日より施行する。

2 当法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長	三 木 一 男
理 事	熊 野 純 一
理 事	熊 野 寿 王
理 事	清 水 喜代美
理 事	樋 口 宗一郎
監 事	波 多 保

3 当法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日¹⁸までとする。

4 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 当法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日¹⁸までとする。

6 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

入会金については当面徴収しないものとする。

(2) 会費

①正会員 年額 5, 0 0 0 円

②準会員 年額 2, 0 0 0 円

以上